

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 誓 約 書

※貸付を受けた方（借受人）は、下記誓約事項を読み、内容に同意の上、各項の□にチェックを入れてください。

### <誓約事項>

- 群馬県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業運営要領に従い、義務を誠実に履行します。
- 養成機関卒業後は、取得した資格が必要な業務（本資金の返還免除対象業務）に5年間引き続き従事します。（週20時間以上の勤務）
- 上記の「取得した資格が必要な業務」に従事している間、次のとおり群馬県社会福祉協議会長（以下、「県社協」とする。）あて現況を報告します。
  - (ア) 「在職期間証明書」を3ヶ月に一度
  - (イ) 「現況届」を1年に一度
- (□) 入学準備金の借受人のみ)  
養成機関在学中、次のとおり現況を報告します（訓練促進給付金の実施機関を経由）。
  - (ア) 「在籍証明又は出席状況報告書」を3ヶ月に一度
  - (イ) 「在学届」を1年に一度
- 上記の「取得した資格が必要な業務」に従事した後、離職し、再就職まで1ヶ月以上の期間を要す場合、求職活動（別紙に定められた求職活動として認められる活動）を行います。また、求職活動期間中は毎月1回、求職活動状況報告書等を県社協へ提出し、活動報告を行います。
- 私自身や連帯保証人に次のような変更があった場合には、速やかに県社協へ届出ます。
  - 例)
    - ・借受人や連帯保証人の氏名、本籍地、住所、電話番号、携帯番号、勤務先等を変更したとき
    - ・連帯保証人を変更したいとき（連帯保証人が死亡又は破産手続開始の決定を受けた等、連帯保証人として適当でない理由が生じた場合等を含む）
    - ・借受人が退学、留年、休学若しくは停学又は復学したとき
    - ・借受人が就職、再就職、退職、休職、復職したとき
    - ・借受人が死亡又は心身の故障のため修学の継続が難しいとき
    - ・借受人がひとり親家庭の親でなくなったとき
    - ・その他、契約解除や貸付辞退をするとき
- 契約が解除された場合、取得した資格が必要な業務に従事しなかった場合、不正に訓練促進資金の貸付を受けた場合など、訓練促進資金の返還の債務が生じたときは、既に貸付を受けた額（不正に貸付を受けた額を含む）について、県社協の指示に従い、返還の期限までに必ず返還します。  
また、返還開始後、万が一、定められた日までに返還ができなかった場合には、返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの延滞利子を支払います。

- 居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めます。
- 高等職業訓練促進給付金の支給機関及び会長から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、速やかに回答又は報告を行います。

群馬県社会福祉協議会会長 様

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を借り入れるにあたり、私は上記事項について誓約します。

年 月 日

借受人氏名

(実印)